

*北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道職員の給与に関する条例及び北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 7 月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第78号

北海道職員の給与に関する条例及び北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)の一部を次のように改正する。

別表第5アの備考中「保健所等」を「保健福祉事務所等」に改め、同表イの備考中「保健所」を「保健福祉事務所」に改め、同表ウの備考中「保健所等」を「保健福祉事務所等」に改める。

(北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第66号)の一部を次のように改正する。

第10条の4第1項第1号中「保健所」を「保健福祉事務所」に改める。

第17条第1項中「家畜保健衛生所若しくは保健所」を「保健福祉事務所若しくは家畜保健衛生所」に改める。

第23条及び第23条の2第1項第1号中「保健所」を「保健福祉事務所」に改める。

第25条第1項中「たる職員が公衆衛生の向上のため緊急必要な研究調査」を「である職員が医療又は保健衛生の向上に関する研究、調査、企画又は立案」に改める。

第25条の3中「保健所」を「保健福祉事務所」に改める。

第29条第1項中「、児童相談所」を削り、「支庁」を「保健福祉事務所」に改め、同項第5号中「福祉施設」の次に「又は保健福祉事務所(児童相談部及び分室に限る。)」を加え、同項第7号及び同条第4項中「児童相談所」を「保

目 次

条 例

○北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例……………(総務部総務課)	1
○北海道職員の給与に関する条例及び北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課)	1
○北海道税条例の一部を改正する条例……………(税務課)	2
○特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(税務課)	3
○国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例……………(土地改良指導課)	5
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例……………(建設部総務課)	5
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(建設部総務課)	5
○風致地区内建築等規制条例の一部を改正する条例……………(都市計画課)	6
○北海道警察組織条例の一部を改正する条例……………(警察本部警務課)	6

条 例

北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 7 月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第77号

北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例

北海道総務部手数料条例(平成12年北海道条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表16の項中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改める。

健福祉事務所」に改める。

附則第2項中「医学研究調査に」を「第25条第1項に規定する研究、調査、企画又は立案に」に改め、「が第25条第1項に規定する研究調査に従事した場合」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年7月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第79号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第25条の2中「、老年者控除額」を削る。

第101条の2第1項中「政令で定める」を「政令第56条の2の4に規定する」に改める。

第109条第3項中「政令で定める」を「政令第56条の8の2第1項に規定する」に改める。

第110条第6項中「適当なものであると認めるときは」を「適当でないと認めるときその他政令第56条の8の2第2項に規定するときを除き」に改める。

附則第7条の2の4第2項中「政令で定める」を「政令附則第6条の17第4項に規定する」に改める。

附則第8条の4第1項に次の2号を加える。

(4) 平成6年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成4年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（前3号の規定の適用を受ける自動車を除く。） 平成17年度

(5) 平成7年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成5年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（前各号の規定の適用を受ける自動車を除く。） 平成18年度

附則第8条の4第4項中「政令で定める」を「政令附則第10条の2第2項に規定する」に、「総務省令で定める許容限度」を「総務省令附則第5条の2第4項

に規定する許容限度」に、「総務省令で定めるもの」を「総務省令附則第5条の2第5項に規定するもの」に改め、同条第6項中「総務省令で定めるもの（第4項）」を「総務省令附則第5条の2第7項に規定するもの（第4項）」に、「総務省令で定めるもの（同項）」を「総務省令附則第5条の2第8項に規定するもの（同項）」に改める。

附則第9条の2の2第6項中「総務省令で定めるもの及び」を「総務省令附則第12条の2の2第2項に規定するもの及び」に、「総務省令で定めるものの」を「総務省令附則第12条の2の2第3項に規定するものの」に改め、同条第8項中「政令で定める」を「政令附則第16条の2の6第7項に規定する」に改め、同項第1号中「総務省令で定める」を「総務省令附則第12条の2の3第7項に規定する」に改め、同条第9項中「附則第12条の2の2第1項」を「附則第12条の2の3第8項」に、「附則第12条の2の2第2項」を「附則第12条の2の3第9項」に改める。

附則第12条の2の2第1項中「政令で定める期間」を「政令附則第18条の6第13項に規定する期間」に、「政令で定めるところ」を「政令附則第18条の6第14項に規定するところ」に改め、同項第1号中「総務省令で定める」を「総務省令附則第20条第10項に規定する」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第25条の2の改正規定及び次項の規定 平成17年1月1日

(2) 附則第8条の4第1項の改正規定及び附則第3項から第5項までの規定 平成17年4月1日

2 この条例による改正後の北海道税条例（次項において「新条例」という。）第25条の2の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成17年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第8条の4第1項の規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

4 北海道税条例の一部を改正する条例（平成13年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成14年度」を「平成17年度」に、「新条例第64条第1項」を「北海道税条例の一部を改正する条例（平成16年北海道条例第79号）による改正後の北海道税条例（以下「平成16年改正条例」という。）第64条第1項」に、「及び附則第5項において「新条例」を「において「平成16年改正条例」に改め、「（附則第5項の規定が適用される場合を除く。）」を削り、同項第1号中「新条例」を「平成16年改正条例」に、「附則第8条の4第1項、第3項、第5項及び第7項」を「附則第8条の4第1項及び第3項から第7項まで」に改め、同項第2号中「新条例」を「平成16年改正条例」に改め、同項第3号中「新条例」を「平成16年改正条例」に改め、「附則第8条の4第3項」の次に「又は第4項」を加え、同項第4号中「新条例」を「平成16年改正条例」に改め、「附則第8条の4第5項」の次に「又は第6項」を加え、同項第5号中「新条例」を「平成16年改正条例」に改め、同項第6号中「新条例」を「平成16年改正条例」に、「附則第8条の4第1項、第3項、第5項又は第7項」を「附則第8条の4第1項又は第3項から第7項まで」に、「同条第1項、第3項、第5項又は第7項」を「同条第1項又は第3項から第7項まで」に改める。

5 この条例による改正後の北海道税条例の一部を改正する条例（平成13年北海道条例第45号）附則第3項の規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年7月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第80号

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 重点整備地区における不均一課税（第31条・第32条）」を「第9章 削除」に改める。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。
第27条中「課する」の次に「法人の事業税の所得割の税率又は個人の」を、「第39条」の次に「又は第43条の2」を加え、同条の表を次のように改める。

区 分	不均一課税をすべき年度	税 率
1 北海道税条例第39条第1項 第1号に掲げる法人	第 1 年 度	所得のうち年400万円以下の金額の100分の2.2
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の100分の3.3
		所得のうち年800万円を超える金額の100分の4.3
	第 2 年 度	所得のうち年400万円以下の金額の100分の3.3
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の100分の4.95
		所得のうち年800万円を超える金額の100分の6.45
	第 3 年 度	所得のうち年400万円以下の金額の100分の3.85
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の100分の5.775
		所得のうち年800万円を超える金額の100分の7.525
2 北海道税条例第39条第1項 第2号に掲げる法人	第 1 年 度	所得のうち年400万円以下の金額の100分の2.8
		所得のうち年400万円を超える金額の100分の3.75
	第 2 年 度	所得のうち年400万円以下の金額の100分の4.2
		所得のうち年400万円を超える金額

		の100分の5.625
	第 3 年 度	所得のうち年400万円以下の金額の100分の4.9
		所得のうち年400万円を超える金額の100分の6.5625
3 北海道税条例第39条第1項 第3号に掲げる法人	第 1 年 度	所得のうち年400万円以下の金額の100分の2.8
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の100分の4.2
		所得のうち年800万円を超える金額の100分の5.5
	第 2 年 度	所得のうち年400万円以下の金額の100分の4.2
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の100分の6.3
		所得のうち年800万円を超える金額の100分の8.25
	第 3 年 度	所得のうち年400万円以下の金額の100分の4.9
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の100分の7.35
		所得のうち年800万円を超える金額の100分の9.625
4 北海道税条例第39条第4項 第1号に掲げる法人	第 1 年 度	所得の100分の4.3
	第 2 年 度	所得の100分の6.45
	第 3 年 度	所得の100分の7.525
5 北海道税条例第39条第4項 第2号に掲げる法人	第 1 年 度	所得の100分の3.75
	第 2 年 度	所得の100分の5.625
	第 3 年 度	所得の100分の6.5625
6 北海道税条例第39条第4項 第3号に掲げる法人	第 1 年 度	所得の100分の5.5
	第 2 年 度	所得の100分の8.25

	第 3 年 度	所得の100分の9.625
7 北海道税条例第43条の2第 1項第1号に掲げる個人	第 1 年 度	所得の100分の2.5
	第 2 年 度	所得の100分の3.75
	第 3 年 度	所得の100分の4.375

第9章を次のように改める。

第9章 削除

第31条及び第32条 削除

附則第9項を次のように改める。

9 平成16年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税については、第27条の表の第1号中「100分の2.2」とあるのは「100分の1.9」と、「年800万円以下の金額の100分の3.3」とあるのは「年800万円以下の金額の100分の2.75」と、「100分の4.3」とあるのは「100分の3.6」と、「年400万円以下の金額の100分の3.3」とあるのは「年400万円以下の金額の100分の2.85」と、「100分の4.95」とあるのは「100分の4.125」と、「100分の6.45」とあるのは「100分の5.4」と、「100分の3.85」とあるのは「100分の3.325」と、「100分の5.775」とあるのは「100分の4.8125」と、「100分の7.525」とあるのは「100分の6.3」と、同表の第2号中「100分の2.8」とあるのは「100分の2.5」と、「100分の3.75」とあるのは「100分の3.3」と、「100分の4.2」とあるのは「100分の3.75」と、「100分の5.625」とあるのは「100分の4.95」と、「100分の4.9」とあるのは「100分の4.375」と、「100分の6.5625」とあるのは「100分の5.775」と、同表の第3号中「100分の2.8」とあるのは「100分の2.5」と、「年800万円以下の金額の100分の4.2」とあるのは「年800万円以下の金額の100分の3.65」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の4.8」と、「年400万円以下の金額の100分の4.2」とあるのは「年400万円以下の金額の100分の3.75」と、「100分の6.3」とあるのは「100分の5.475」と、「100分の8.25」とあるのは「100分の7.2」と、「100分の4.9」とあるのは「100分の4.375」と、「100分の7.35」とあるのは「100分の6.3875」と、「100分の9.625」とあるのは「100分の8.4」と、同表の第4号中「100分の4.3」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の6.45」とあるのは「100分の5.4」と、「100分の7.525」とあるのは「100分の6.3」と、同表の第5号中「100分の3.75」とあるのは「100分の3.3」と、「100分の5.625」とあるのは「100分の4.95」と

と、「100分の6.5625」とあるのは「100分の5.775」と、同表の第6号中「100分の5.5」とあるのは「100分の4.8」と、「100分の8.25」とあるのは「100分の7.2」と、「100分の9.625」とあるのは「100分の8.4」とする。

附則第11項中「、第31条」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例第27条及び附則第9項の規定は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の事業税の所得割及び平成16年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税及び平成15年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第6号に規定する重点整備地区内において、総合保養地域整備法第九条の地方公共団体等を定める省令（昭和62年自治省令第33号）第3条第1号に規定する期間内に、旧条例第31条及び第32条に規定する特定民間施設を総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第7条に規定する同意基本構想に従って設置した指定事業者に係る不動産取得税及び道固定資産税の不均一課税については、なお従前の例による。

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年7月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第81号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和30年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「第52条第5項」を「第52条第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年7月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第82号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表46の項中「13,900円」を「15,100円」に改め、同表64の項中「第31条の2第2項第12号ハ」を「第31条の2第2項第13号ハ」に、「第62条の3第4項第12号ハ」を「第62条の3第4項第13号ハ」に改め、同表65の項中「第20条の2第9項」を「第20条の2第10項」に、「第38条の4第19項」を「第38条の4第20項」に改め、同表69の項中「37,000円」を「37,700円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表69の項の改正規定は公布の日から起算して7日を経過した日から、同表46の項の改正規定は平成17年1月1日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年7月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第83号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項の(1)中「第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ」を「第31条の2第2項第13号ハ、第62条の3第4項第13号ハ」に改め、同表の7の項の(1)中「第31条の2第2項第13号ニ、第62条の3第4項第13号ニ」を「第31条の2第2項第14号ニ、第62条の3第4項第14号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風致地区内建築等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 7 月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第84号

風致地区内建築等規制条例の一部を改正する条例

風致地区内建築等規制条例（昭和45年北海道条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 2 号中「第一種電気通信事業」を「認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第 1 項に規定する認定電気通信事業をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 7 月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第85号

北海道警察組織条例の一部を改正する条例

北海道警察組織条例（昭和29年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 札幌方面西警察署の項中「、手稲区」を削り、同表札幌方面厚別警察署の項の次に次のように加える。

同		
手 稲 警 察 署	札幌市	札幌市のうち手稲区

附 則

この条例は、平成16年10月 1 日から施行する。